

宮崎県外部公益通報制度実施要綱

(外部の労働者等からの公益通報)

(目的)

第1条 この要綱は、外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するため、必要な事項を定めることにより、通報及び通報に関する相談（以下「通報等」という。）をした労働者等の保護及び関係法令の規定の遵守を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

2 この要綱において「公益通報」とは、労働者等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

3 この要綱において「公益通報者」とは、公益通報をした次の各号のいずれかに該当する労働者等をいう。

- (1) 通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に関する事業者（以下「関係事業者」という。）に雇用されている労働者
- (2) 関係事業者を派遣先とする派遣労働者
- (3) 関係事業者の取引先の労働者
- (4) 退職後1年以内に前3号に該当する者
- (5) 関係事業者の役員
- (6) 前各号に該当する者のほか、関係事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者

(通報・相談窓口の設置)

第3条 公益通報者からの通報等は、総合政策部秘書広報課（以下「通報等窓口」という。）で受け付けるものとする。ただし、通報等が、通報対象事実について処分又は

勧告等をする権限（以下「権限」という。）を有する実施機関にあった場合は、当該実施機関で受け付けるものとする。

（通報者の保護）

第4条 実施機関は、通報等の受付から処理の終了まで、通報者の保護につき、最大限の配慮を行わなければならない。

（通報の受付、教示）

第5条 通報等の受付は、原則として、郵便、ファクシミリ、電子メールにより行うものとする。

- 2 通報等窓口で通報を受け付けた場合は、速やかに通報内容となる事実について権限を有する実施機関へ処理を依頼し、通報に関する相談を受け付けた場合は、当該相談に応じた適切な措置をとるものとする。
- 3 通報内容となる事実について県が権限を有しないときは、当該権限を有する行政機関を、通報をした労働者等に対し、遅滞なく教示するものとする。
- 4 第2項及び第3条ただし書の規定により、通報を受け付けた実施機関は、公益通報に該当するとして受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報をした労働者等に対し、遅滞なく通知しなければならない。

（調査の実施）

第6条 前条第4項により通報を受理した場合は、調査に着手するときはその旨及び着手時期を、調査をしないときはその旨及び理由を、公益通報者に対し遅滞なく通知するものとする。

- 2 調査の実施に当たっては、公益通報者の保護のため、当該公益通報者が特定されないよう十分配慮した上で、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- 3 適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮した上で、調査の進捗状況を、公益通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果を速やかに取りまとめ、その結果を、公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

（調査結果に基づく措置の実施）

第7条 実施機関は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

（通報者への措置の通知）

第8条 実施機関が措置をとったときは、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮した上で、当該措置の内容を、遅滞なく公益通報者に対し、通知するものとする。

（秘密の保持の徹底及び利益相反関係の排除）

第9条 通報等の処理に従事する者は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等の処理に従事する者は、自らが関係する通報等の事案の処理に関与してはならない。

3 実施機関は、通報対応の各段階において、通報事案への対応に関与する者が通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

（公益通報以外の通報の取扱い）

第10条 実施機関は、法に基づく公益通報以外の通報であっても、以下に掲げる場合には、法に基づく公益通報に準ずる通報として、必要な調査を行い、通報対象事実又はその他の法令違反の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。

(1) 関係事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する実施機関に対し、法第3条第2号に掲げる要件（(i)通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じさせようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合、又は(ii)通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号イからニまで掲げる事項を記載した書面を提出する場合（以下(i)と(ii)を併せて「保護要件」という。))を満たして通報するものである場合

(2) 公益通報者が、通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該法令違反の事実について処分又は勧告等をする権限を有する実施機関に対し、保護要件を満たして通報するものである場合

(報告)

第 11 条 実施機関は、通報等を受け付け、及び通報等に係る処理を終了した時は、速やかに、通報等窓口に報告するものとする。

(標準処理期間)

第 12 条 実施機関は、通報の受付から処理の終了までの標準処理期間を 3 ヶ月とする。

2 前項の標準処理期間を超えることが見込まれる場合には、必要と見込まれる期間を、公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(関連資料の管理)

第 13 条 実施機関は、各通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(協力義務)

第 14 条 実施機関は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する他の実施機関又は行政機関が複数ある場合は、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。